

振動に係る特定建設作業（振動規制法）

1. くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業

届出対象

くい打機

ディーゼルパイルハンマ、ドロップハンマ、
油圧パイルハンマ、エアハンマ、
アースオーガ+直打工法（プレボーリング
工法、中堀工法）、パイプロハンマ

くい抜機

パイルエキストラクタ

くい打くい抜機

圧入式以外

届出対象外

くい打機

もんけん（人力）、油圧圧入、ワイヤ圧入、
アースオーガ+根固め（プレボーリング工法）、
オールケーシング工法（ペノト工法）、
リバースサーキュレーション工法、
アースドリル工法

くい抜機

油圧式

くい打くい抜機

圧入式

2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

3. 舗装版破碎機を使用する作業 ※

ハンマーを落下させるもの

4. ブレーカーを使用する作業 ※

届出対象

ジャイアントブレーカー

届出対象外

ハンドブレーカー、ピックハンマ、
電動チップパー、
削孔機（ジャックハンマ等）

※作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。